

回(年度)	問 題
第66回 (28年度)	<p>〔第一問〕 - 50点 -</p> <p>問 1</p> <p>(1) 滞納者が職業又は事業（農業及び漁業を除く。）の用に供している財産について、 （イ）絶対的に差押えが禁止される場合と（ロ）条件付きで差押えが禁止される場合を説明しなさい。 また、（ハ）上記イとロの対象となる財産の範囲が異なる理由について、制度の趣旨に言及して説明しなさい。 （注） 解答は、答案用紙の指定欄に記載すること。</p> <p>(2) 徴収職員が差し押さえようとしている滞納者の機械について、その機械を滞納者から賃借して事業の用に供している第三者（滞納者の親族その他の特殊関係者ではない。）が、引き続き、その機械を賃借することができる場合を説明しなさい。 なお、税務署長の処分について説明する必要はない。 （注） 解答は、答案用紙の指定欄に記載すること。</p> <p>問 2 納税者が病気にかかり、納期限内に国税を納付できなかったことを前提として、 （イ）納税の猶予と（ロ）納税者の申請による換価の猶予のそれぞれについて、その要件及び効果の異なる点を説明しなさい。 （注） 解答は、答案用紙の指定欄に記載すること。</p> <p>〔第二問〕 - 50点 -</p> <p>問 1 甲は所得税500万円（平成26年分の期限内申告）を滞納していたところ、平成28年7月1日に死亡した。 甲の遺産は、A株式（上場株式：評価額800万円）のみである。 甲の相続人は、子である乙と丙の2名であり、相続について、乙は単純承認、丙は放棄をしている。 乙はB不動産（評価額600万円）、丙はC不動産（評価額1,000万円）を所有しており、他に固有の財産はない。</p> <p>(1) この場合に税務署長は、どの財産からどれだけの額を徴収すべきか、理由を付して答えなさい。 なお、延滞税の額を考慮する必要はない。</p> <p>(2) 仮に、税務署長がB不動産を差し押さえた場合において、乙が税務署長に対して請求することができる手続を事例に即して説明しなさい。</p>

問2 甲は所得税500万円（平成26年分の期限内申告）を滞納していたところ、平成28年7月1日に死亡した。

甲の遺産は、D不動産（評価額1,200万円）のみであり、抵当権X（債務者は甲、被担保債権額400万円、平成25年10月1日設定）が設定されている。

甲の相続人は、乙のみであり、乙は相続について単純承認をしている。

乙は、E株式（上場株式：評価額500万円）を所有しており、他に固有の財産はない。

この場合に税務署長は、どの財産からどれだけの額を徴収すべきか、理由を付して答えなさい。

なお、延滞税、被担保債権の利息等の額のほか、土日、休日等を考慮する必要はない。

第66回
(28年度)

問3 甲は所得税①（平成26年分の期限内申告）500万円を滞納していたところ、平成28年7月1日に死亡した。

甲の遺産は、F不動産（評価額700万円）のみであり、抵当権Y（債務者は甲、被担保債権額400万円、平成25年10月1日設定）が設定されているほか、平成27年12月1日に所得税①に係る差押えがされている。

甲の相続人は、乙のみであり、乙は相続について限定承認をしている。

乙は、所得税②（平成24年分の期限内申告）400万円を滞納しており、唯一の固有財産であるG不動産（評価額200万円）について、平成26年9月1日に税務署長が差押えをしている。

この場合に税務署長は、所得税①及び②について、それぞれどの財産からどれだけの額を徴収することができるのか、理由を付して答えなさい。

なお、延滞税、被担保債権の利息等の額のほか、土日、休日等を考慮する必要はない。